

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、会社A（以下「会社」という。）に採用され、当初、同社が運営するBステーション及びCステーションの2箇所において、非常勤の介護職として配属されたが、Bステーションの上司とのトラブルがあり、トラブル後はD市所在のCステーションにおいて勤務していた。

請求人によると、その後、トラブルがあった上司がCステーションに異動することを聞いたことや、介護タクシー業務に関し違法行為を強要されたことにより、平成〇年〇月頃から体調不良となったという。請求人は、同年〇月〇日、E診療所に受診し「適応障害、うつ病」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、平成〇年〇月下旬頃に I C D - 1 0 診断ガイドラインの「F 4 3 重度ストレス反応及び適応障害」を発病したと述べており、当審査会としても、請求人の症状及び経過等から見て、専門部会の意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の精神障害発病前おおむね6か月における業務による心理的負荷の出来事をみると、次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外」について

(ア) 請求人は、会社から違法業務である白タク行為の強要があり断れない状況であったこと、自ら進んで違法業務に従事していたわけではないこと及びE地裁判決においても会社に責任があることが認められた旨主張している。

確かに請求人は、会社の指示により白タク行為を行っており、これは、認定基準の別表1の具体的出来事のうち「業務に関連し、違法行為を強要された」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当する。しかしながら、白タク行為は、請求人としても歩合給が増えるメリットがあり、また、請求人は会社の内部通報制度を利用して、上司Fの異動や会社Bステーションにおける給与未払いについては苦情を申し出ているにもかかわらず、白タク行為については内部通報制度を利用しての異議を何ら申し出ないことが認められ、請求人は白タク行為についてこれを拒否していなかったと推認でき、さらに、本件の資料からは、会社が請求人に対し、当該行為を強要したことは認められないことから、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(イ) 請求人は、平成〇年〇月における上司Fの会社Cステーションへの異動による精神的負荷が大きかった旨主張している。

この主張を、認定基準の別表1の具体的出来事に当てはめてみると「上司が替わった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅰ」）に該当する。この出来事に関し、請求人は、平成〇年〇月〇日当審査会開催の本件公開審理において、上司Fの異動直後にG室長を交えて3人で会社Bステーション時代の話をした際に、上司Fから「一切記憶にない」という返事をされた程度であり、以後、会社Cステーションにおいては、同人と特に会話をしていたわけではないとも述べている。そうすると、請求人自身の主張からして、請求人と上司Fとの間で直接的に問題が生じていたとは考えられず、本件一件記録からも同人との間のトラブルは認められないことから、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(4) 請求人は、会社からの退職強要があった旨主張している。しかしながら、請求人は、自ら作成した退職届において、「平成〇年〇月頃からのG主任による口頭での退職の促し退職勧奨」と記載していることから、退職強要があったのは本件疾病の発病後の出来事であると認められ、この出来事により本件疾病が

悪化したという主張もないことから、評価の対象とはならない。

- (5) 以上のことから、請求人の本件疾病発病前おおむね6か月における業務による心理的負荷は「弱」となる出来事が2つであり、全体評価としても「弱」であって、「強」には至らず、請求人の本件疾病は業務上の理由によるものとは認められない。

なお、請求人のその他の主張について、本件一件記録を子細に検討したが、上記判断を左右するものを見いだすことはできなかった。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。